

◎スポーツ基本法の一部を改正する法律

(平成三〇年六月二〇日法律第五六号) (衆)

一、提案理由 (平成三〇年五月三十一日・衆議院本会議)

○富岡勉君 ただいま議題となりました四法案につきまして、提案の趣旨及びその内容を御説明申し上げます。

…………… (略) ……………

次に、スポーツ基本法の一部を改正する法律案は、平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の開催を好機と捉え、スポーツを通じて世界各国と協調していくため、世界的に広く用いられているスポーツの語を基本的に用いることが望ましいことから、国民体育大会の名称を国民スポーツ大会に改めるとともに、公益財団法人日本体育協会及び財団法人日本障害者スポーツ協会の表記を、現在の両団体の正式名称に合わせて改めるものであります。

本案は、昨三十日、文部科学委員会において、全会一致をもって委員会提出の法律案とすることに決したものであります。

…………… (略) ……………

なお、本委員会におきまして、スポーツ基本法の一部を改正する法律案に関連し、スポーツへの障害者の参加の更なる促進のため「障害」の「害」の表記について検討を求むるの件について決議が行われましたことを申し添えます。

何とぞ御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○決議 (平成三〇年五月三〇日)

今般、平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会を好機とし、世界各国と更に協調するため、「スポーツ」の語を基本的に用いることとし、「国民体育大会」の名称を「国民スポーツ大会」に改める等の改正を行う「スポーツ基本法の一部を改正する法律案」を起草する運びとなったところである。スポーツを通じた共生社会の実現を図る観点からは、障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「心のバリアフリー」を推進することが期待されている。

このような中、我が国の法令において、「障害者」の表記に、「害」の字が用いられていることが問題との指摘もある。

戦前においては、「碍」の字が用いられる場合もあったものの、戦後、当時の使用実態に基づき当用漢字表等において「害」の字のみが採用されたことを踏まえ、政府は、法令における「障碍」の語を「障害」に改めてきた。その後、当用漢字表の後継として、常用漢字表が定められたが、「害」の字のみが採用され、状況に変化はなかった。平成二十一年以降、政府においては、障害者制度改革の審議を開始し、「障害」の表記の在り方についても審議がなされた。しかし、様々な表記がある中、特定の表記に決定することは困難であり、国民、特に当事者である障害者の意向を踏まえ、今後において検討することとされたところである。

「害」の字を、人に対して用いることが不適切であるという考え方もあり、中国、韓国、台湾等の東アジアの漢字圏においては、「害」の字は用いられておらず、我が国が障害者政策の面でリーダーシップを発揮するに当たっても、早急な検討が必要である。

今般の「スポーツ基本法の一部を改正する法律案」においても、「財団法人日本障害者スポーツ協会」の表記について、実態に合わせ、「公益財団法人日本障がい者スポーツ協会」に改めることとしている。この点について、同協会が交ぜ書きを採用した理由としては、活字の「害」を不快に思う人への配慮と社会意識変革の誘因となることへの期待が挙げられている。

政府は、「心のバリアフリー」を推進し、スポーツへの障害者の参加の更なる促進を通じた共生社会の実現を図るため、「障害」の「害」の表記について、障害者の選択に資する観点から、「碍」の字の常用漢字表への追加の可否を含め、所要の検討を行うべきである。

右決議する。

二、参議院文教科学委員長報告（平成三〇年六月一三日）

○高階恵美子君 ただいま議題となりました四法律案につきまして、文教科学委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

四法律案は、いずれも衆議院文部科学委員長提出によるものであります。

……………（略）……………

次に、スポーツ基本法の一部を改正する法律案は、国民体育大会の名称を国民スポーツ大会に改める等の措置を講じようとするものであります。

……………（略）……………

委員会におきましては、四法律案を一括して議題とし、ドーピングに関する情報共有の在り方等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終局し、順次採決の結果、ドーピング防止法案及び東京オリンピック・パラリンピック、ラグビーワールドカップ特別措置法改正案はいずれも多数をもって、スポーツ基本法改正案及び祝日法改正案はいずれも全会一致をもって、それぞれ原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、スポーツ基本法改正案に対して附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議（平成三〇年六月一二日）

平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会を好機とし、スポーツを通じた共生社会の実現を図る観点からは、障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「心のバリアフリー」を推進することが期待されている。

このような中、我が国の法令において、「障害者」の表記に、「害」の字が用いられて

いることが問題との指摘もある。

戦前においては、「碍」の字が用いられる場合もあったものの、戦後、当時の使用実態に基づき当用漢字表等において「害」の字のみが採用されたことを踏まえ、政府は、法令における「障碍」の語を「障害」に改めてきた。その後、当用漢字表の後継として、常用漢字表が定められたが、「害」の字のみが採用され、状況に変化はなかった。平成二十一年以降、政府においては、障害者制度改革の審議を開始し、「障害」の表記の在り方についても審議がなされた。しかし、様々な表記がある中、特定の表記に決定することは困難であり、国民、特に当事者である障害者の意向を踏まえ、今後において検討することとされたところである。

「害」の字を、人に対して用いることが不適切であるという考え方もあり、中国、韓国、台湾等の東アジアの漢字圏においては、「害」の字は用いられておらず、我が国が障害者政策の面でリーダーシップを発揮するに当たっても、早急な検討が必要である。

本法においても、「財団法人日本障害者スポーツ協会」の表記について、実態に合わせ、「公益財団法人日本障がい者スポーツ協会」に改めることとしている。この点について、同協会が交ぜ書きを採用した理由としては、活字の「害」を不快に思う人への配慮と社会意識変革の誘因となることへの期待が挙げられている。

以上を踏まえ、政府は、「心のバリアフリー」を推進し、スポーツへの障害者の参加の更なる促進を通じた共生社会の実現を図るため、「障害」の「害」の表記について、障害者の意向を踏まえて、「碍」の字の常用漢字表への追加の可否を含め、所要の検討を行うべきである。

右決議する。

(注) 衆議院においては、委員会の審査は省略された。